

業務方法書の一部改正について

1. 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>（DVP 決済）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う<u>口座</u>（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保管振替法」という。）第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために機構が開設した<u>参加者口座</u>又は<u>社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）第12条第1項の規定に基づき、社債等の振替を行うために機構が開設した機構加入者口座</u>をいう。以下同じ。）の振替（金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。）をいう。）により行うものとする。</p> <p>（清算対象取引）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券（以下「対象有価証券」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p><u>（1） 機構の行う保管振替業（保管振替法第3条第1項に規定する保管振替業をいう。）において取り扱われている有価証券のうち、次のaからdに掲げるもの。</u></p> <p>a 株券</p> <p>b 新株予約権付社債券</p> | <p>（DVP 決済）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う<u>参加者口座</u>（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保管振替法」という。）第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために機構が開設した<u>口座</u>をいう。以下同じ。）の振替（金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。）をいう。）により行うものとする。</p> <p>（清算対象取引）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券（以下「対象有価証券」という。）は、<u>機構の行う保管振替業（保管振替法第3条第1項に規定する保管振替業をいう。）において取り扱われている有価証券のうち、</u>次の各号に掲げるものとする。</p> <p><u>（1）</u> 株券</p> <p><u>（2）</u> 新株予約権付社債券</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>c 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資証券</p> <p>d 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「協同組織金融機関の優先出資証券」という。）</p> <p><u>（2） 機構の行う振替業（社債等振替法第8条第1項に規定する振替業をいう。以下同じ。）において取り扱われている上場投資信託受益権</u></p> <p>（DVP参加者）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 清算資格を取得できる者は、機構が口座を開設した者であって、かつ、機構が行う株券その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステム（以下「決済照合システム」という。）について機構がその利用を承認した者（以下「決済照合システムの利用者」という。）とする。</p> <p>（清算資格の取得の日）</p> <p>第12条 当社は、資格取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第10条第2項の規定により当社が指定した期日に、清算資格を付与する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第21条 DVP参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なけ</p> | <p><u>（3） 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資証券</u></p> <p><u>（4） 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「協同組織金融機関の優先出資証券」という。）</u></p> <p><u>（5） 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券（以下「受益証券」という。）</u></p> <p>（DVP参加者）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 清算資格を取得できる者は、機構が<u>保管振替法第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うための</u>口座を開設した者（以下「<u>機構の参加者</u>」という。）であって、かつ、機構が行う株券その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステム（以下「決済照合システム」という。）について機構がその利用を承認した者（以下「決済照合システムの利用者」という。）とする。</p> <p>（清算資格の取得の日）</p> <p>第12条 当社は資格取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第10条第2項の規定により当社が指定した期日に、清算資格を付与する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第21条 DVP参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なけ</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>ればならない。</p> <p>(1) 機構の<u>口座</u>の廃止の申請</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該 DVP 参加者が保管振替法第 6 条第 1 項各号又は<u>社債等振替法第 4 4 条第 1 項各号</u>のいずれにも該当しなくなるものである場合であって、DVP 決済に係るものに限る。以下同じ。)の全部又は一部の廃止</p> <p>(4) ~ (13) (略)</p> <p>(清算資格の喪失)</p> <p>第 2 4 条 (略)</p> <p>2 前項の場合のほか、DVP 参加者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、清算資格を喪失する。</p> <p>(1) 機構が<u>口座</u>を開設した者又は決済照合システムの利用者のいずれかに該当しないこととなること</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(債務の引受けの申込み)</p> <p>第 3 9 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する当社への申込みは、次の各号に掲げる事項を内容とする、決済照合システムを経由して渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者が当社に対して共同して行う一の通知であって、かつ、第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が発生した時点において決済照合システムにより生成されるもの(以下「DVP 決済指図」という。)により行うものとする。</p> <p>(1) 当社へ債務の引受けを申し込む清算対象取引の内容のうち次の a から e に掲げる事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 対象有価証券の振替請求に係る渡方</p> | <p>ればならない。</p> <p>(1) 機構の<u>参加者口座</u>の廃止の申請</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該 DVP 参加者が保管振替法第 6 条第 1 項各号のいずれにも該当しなくなるものである場合であって、DVP 決済に係るものに限る。以下同じ。)の全部又は一部の廃止</p> <p>(4) ~ (13) (略)</p> <p>(清算資格の喪失)</p> <p>第 2 4 条 (略)</p> <p>2 前項の場合のほか、DVP 参加者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、清算資格を喪失する。</p> <p>(1) 機構の<u>参加者</u>又は決済照合システムの利用者のいずれかに該当しないこととなること</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(債務の引受けの申込み)</p> <p>第 3 9 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する当社への申込みは、次の各号に掲げる事項を内容とする、決済照合システムを経由して渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者が当社に対して共同して行う一の通知であって、かつ、第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が発生した時点において決済照合システムにより生成されるもの(以下「DVP 決済指図」という。)により行うものとする。</p> <p>(1) 当社へ債務の引受けを申し込む清算対象取引の内容のうち次の a から e に掲げる事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 対象有価証券の振替請求に係る渡方</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>DVP 参加者が指定する当該渡方 DVP 参加者の口座(以下「渡方 DVP 参加者口座」という。)及び受方 DVP 参加者が指定する受方 DVP 参加者の口座(以下「受方 DVP 参加者口座」という。)</p> <p>c ~ e (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(債務の引受け)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>4 第1項の振替実行時限は、午後2時とする。ただし、清算対象取引に係る対象有価証券について、機構が振替実行時限前の時刻で機構が認めた時刻までに限り、振替の請求を認めることとした場合には、当該時刻を振替実行時限とする。</p> <p>(証券振替の実行)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の証券振替の実行は、DVP 振替請求(第44条第1項に規定する DVP 振替請求をいう。)による渡方 DVP 参加者口座から当社が機構に開設した当社の口座(以下「DVP 口座」という。)への振替により行うものとする。</p> <p>(DVP 口座)</p> <p>第43条 当社は、DVP 口座について、DVP 参加者及びその口座ごとに、次の各号に掲げる種類に区分して帳簿により管理を行うものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券残高(当該 DVP 参加者を受方 DVP 参加者とし、当該口座を受方 DVP 参加者口座とする清算対象取引に基づく債務の引受けに伴う証券振替の実行に</p> | <p>DVP 参加者が指定する当該渡方 DVP 参加者の参加者口座(以下「渡方 DVP 参加者口座」という。)及び受方 DVP 参加者が指定する受方 DVP 参加者の参加者口座(以下「受方 DVP 参加者口座」という。)</p> <p>c ~ e (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(債務の引受け)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>4 第1項の振替実行時限は、午後2時とする。ただし、清算対象取引に係る対象有価証券について、機構が振替実行時限前の時刻で機構が認めた時刻までに限り振替の請求を認めることとした場合には、当該時刻を振替実行時限とする。</p> <p>(証券振替の実行)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の証券振替の実行は、DVP 振替請求(第44条第1項に規定する DVP 振替請求をいう。)による渡方 DVP 参加者口座から当社が機構に開設した当社の参加者口座(以下「DVP 口座」という。)への振替により行うものとする。</p> <p>(DVP 口座)</p> <p>第43条 当社は、DVP 口座について、DVP 参加者及びその参加者口座ごとに、次の各号に掲げる種類に区分して帳簿により管理を行うものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券残高(当該 DVP 参加者を受方 DVP 参加者とし、当該参加者口座を受方 DVP 参加者口座とする清算対象取引に基づく債務の引受けに伴う証券振替の実</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>より、渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座に振替が行われたことに起因する残高をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP 参加者が機構の定めるところに従い機構に対して対象有価証券に係る<u>口座</u>の保留残高の設定(変更を含む。以下この条において同じ。)を行った場合には、同時に、当社は、当該保留残高を限度として、DVP 口座のうち当該 DVP 参加者の当該<u>口座</u>に係る受入予定証券残高及び振替対象担保指定証券残高を対象とする保留残高の設定を行うこととする。この場合において、DVP 口座において保留残高の対象となっている残高(以下「実保留残高」という。)については、機構の定めるところに従い、当該 DVP 参加者の当該<u>口座</u>における実保留残高として取り扱う。</p> <p>(DVP 振替請求)</p> <p>第 4 4 条 当社は、DVP 決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参加者に代わり渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座への振替の請求(当該 DVP 決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件(次条第 1 項に規定する振替実行条件をいう。次項において同じ。)を充足した時に、<u>口座簿(参加者口座簿又は振替口座簿をいう。以下同じ。)</u>に、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP 口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP 振替請求」という。)を行うものとする。</p> | <p>行により、渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座に振替が行われたことに起因する残高をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP 参加者が機構の定めるところに従い機構に対して対象有価証券に係る<u>参加者口座</u>の保留残高の設定(変更を含む。以下この条において同じ。)を行った場合には、同時に、当社は、当該保留残高を限度として、DVP 口座のうち当該 DVP 参加者の当該<u>参加者口座</u>に係る受入予定証券残高及び振替対象担保指定証券残高を対象とする保留残高の設定を行うこととする。この場合において、DVP 口座において保留残高の対象となっている残高(以下「実保留残高」という。)については、機構の定めるところに従い、当該 DVP 参加者の当該<u>参加者口座</u>における実保留残高として取り扱う。</p> <p>(DVP 振替請求)</p> <p>第 4 4 条 当社は、DVP 決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参加者に代わり渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座への振替の請求(当該 DVP 決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件(次条第 1 項に規定する振替実行条件をいう。次項において同じ。)を充足した時に、<u>参加者口座簿</u>に、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP 口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP 振替請求」という。)を行うものとする。</p> |
|--|--|

2 当社は、前項の DVP 振替請求に併せて、機構に対し、DVP 口座から当該渡方 DVP 参加者口座への振替の請求を行うものとする。この場合において、当該振替の請求は、当該 DVP 振替請求に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時点における当該 DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高から渡方 DVP 参加者口座の残高(機構の定めるところに従い、区分管理証券として指定されている残高及び実保留残高を除く。第 50 条第 2 項において同じ。)を控除した数量について、当社の定める順序及び数量で当該渡方 DVP 参加者から第 49 条第 1 項に規定する受入予定証券完了請求及び第 58 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、前項に規定する口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

(充当振替請求)

第 50 条 当社は、DVP 参加者の口座について、他の口座(DVP 口座を除く。)への振替の請求、口座の有価証券の数量に応じた有価証券の交付の請求又は区分管理証券の指定の請求(以下「振替・交付・指定請求」という。)が機構に対して行われた際に、併せて、機構に対し、DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替の請求(以下「充当振替請求」という。)を行うものとする。

2 前項の充当振替請求は、当該振替・交付・指定請求が対象有価証券の残高に係る条件を充足した時に、当該振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又

2 当社は、前項の DVP 振替請求に併せて、機構に対し、DVP 口座から当該渡方 DVP 参加者口座への振替の請求を行うものとする。この場合において、当該振替の請求は、当該 DVP 振替請求に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時点における当該 DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高から渡方 DVP 参加者口座の残高(機構の定めるところに従い、区分管理証券として指定されている残高及び実保留残高を除く。第 50 条第 2 項において同じ。)を控除した数量について、当社の定める順序及び数量で当該渡方 DVP 参加者から第 49 条第 1 項に規定する受入予定証券完了請求及び第 58 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、前項に規定する参加者口座簿への所要の記載の直前に、参加者口座簿に、DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

(充当振替請求)

第 50 条 当社は、DVP 参加者の参加者口座について、他の参加者口座(DVP 口座を除く。)への振替の請求、参加者口座の有価証券の数量に応じた有価証券の交付の請求又は区分管理証券の指定の請求(以下「振替・交付・指定請求」という。)が機構に対して行われた際に、併せて、機構に対し、DVP 口座から当該 DVP 参加者の参加者口座への振替の請求(以下「充当振替請求」という。)を行うものとする。

2 前項の充当振替請求は、当該振替・交付・指定請求が対象有価証券の残高に係る条件を充足した時に、当該振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又

は指定すべき口座残高の数量から当該 DVP 参加者の口座の残高を控除した数量について、DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替を行った際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならないときに、当社の定める順序及び数量で当該 DVP 参加者から受入予定証券完了請求及び第 5 8 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該振替・交付・指定請求に係る口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該 DVP 参加者の口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

- 3 第 4 5 条第 1 項第 1 号の規定は、前項の対象有価証券の残高に係る条件について準用する。この場合において、「DVP振替請求」とあるのは「振替・交付・指定請求」と、「渡方 DVP参加者」とあるのは「DVP参加者」と、「渡方 DVP参加者口座」とあるのは「DVP参加者の口座」と読み替えるものとする。

(参加者基金の管理及び運用)

第 5 5 条 (略)

- 2 当社は、参加者基金を次の各号に掲げる方法により運用するものとする。

- (1) (略)  
(2) 銀行等への預貯金  
(3) (略)

- 3 (略)

(担保指定証券の預託及び返還方法)

第 5 9 条 担保指定証券のうち機構取扱有価証券に関する担保指定証券の預託及び担保指定証券残高の返還(以下次項において「担保指定証券の預託等」という。)は、DVP 参加者の口座と DVP 口座の間の振替により行うも

は指定すべき口座残高の数量から当該 DVP 参加者の参加者口座の残高を控除した数量について、DVP 口座から当該 DVP 参加者の参加者口座への振替を行った際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならないときに、当社の定める順序及び数量で当該 DVP 参加者から受入予定証券完了請求及び第 5 8 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該振替・交付・指定請求に係る参加者口座簿への所要の記載の直前に、参加者口座簿に、DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該 DVP 参加者の参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

- 3 第 4 5 条第 1 項第 1 号の規定は、前項の対象有価証券の残高に係る条件について準用する。この場合において、「DVP振替請求」とあるのは「振替・交付・指定請求」と、「渡方 DVP参加者」とあるのは「DVP参加者」と、「渡方 DVP参加者口座」とあるのは「DVP参加者の参加者口座」と読み替えるものとする。

(参加者基金の管理及び運用)

第 5 5 条 (略)

- 2 当社は、参加者基金を次の各号に掲げる方法により運用するものとする。

- (1) (略)  
(2) 銀行等への預貯金又は郵便貯金  
(3) (略)

- 3 (略)

(担保指定証券の預託及び返還方法)

第 5 9 条 担保指定証券のうち機構取扱有価証券に関する担保指定証券の預託及び担保指定証券残高の返還(以下次項において「担保指定証券の預託等」という。)は、DVP 参加者の参加者口座と DVP 口座の間の振替により

|  |  |
|--|--|
| <p>のとする。この場合の振替は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 担保指定証券の預託については、当該 DVP 参加者から機構に対し、DVP 口座における担保指定証券残高となる当該 DVP 参加者の<u>口座</u>の区分を指定した振替の請求(以下「担保指定証券振替請求」という。)を行うことによる。この場合において、当該 DVP 参加者は、担保指定証券振替請求を行う際に、当社に対し振替対象証券残高の対象外とする旨の申告を行うことができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(口座系の利用申請)</p> <p>第92条 DVP 参加者のうち2以上の<u>口座</u>を機構に開設している者は、リスク管理に係る条件及び振替完了条件の充足並びに当社との間の金銭の授受について、当該 DVP 参加者が指定する一又は複数の<u>口座</u>ごとの単位(以下「口座系」という。)に分割して行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP 参加者は、前項の利用申請において、当社の定めるところにより、次の各号に掲げる事項について指定しなければならない。</p> <p>(1) 一の口座系に属する<u>口座</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>行うものとする。この場合の振替は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 担保指定証券の預託については、当該 DVP 参加者から機構に対し、DVP 口座における担保指定証券残高となる当該 DVP 参加者の<u>参加者口座</u>の区分を指定した振替の請求(以下「担保指定証券振替請求」という。)を行うことによる。この場合において、当該 DVP 参加者は、担保指定証券振替請求を行う際に、当社に対し振替対象証券残高の対象外とする旨の申告を行うことができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(口座系の利用申請)</p> <p>第92条 DVP 参加者のうち2以上の<u>参加者</u><u>口座</u>を機構に開設している者は、リスク管理に係る条件及び振替完了条件の充足並びに当社との間の金銭の授受について、当該 DVP 参加者が指定する一又は複数の<u>参加者口座</u>ごとの単位(以下「口座系」という。)に分割して行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP 参加者は、前項の利用申請において、当社の定めるところにより、次の各号に掲げる事項について指定しなければならない。</p> <p>(1) 一の口座系に属する<u>参加者口座</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> |
|--|--|

## 2. 附 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

以 上